

指定居宅介護支援事業所 重要事項説明書

社会福祉法人 恒仁会
オーク居宅介護相談センター

当事業所は介護保険の指定を受けています。
指定事業者番号 2170501320

当事業所はご利用者に対して居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護1」から「要介護5」と認定された方が対象となります。

～目次～

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員体制
5. 利用料金と当事業所が提供するサービス
6. サービス利用に関する留意事項
7. サービスの終了
8. サービス利用のため
9. 苦情の受付について
10. サービス提供中における事故発生時の対応

1. 事業者

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 恒仁会 |
| (2) 法人所在地 | 岐阜県各務原市那加前洞新町4丁目22番地 |
| (3) 電話番号 | 058-216-7009 |
| (4) 代表者 | 理事長 田中 暢之 |
| (5) 設立年月 | 平成22年12月 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定居宅介護支援事業所 |
| (2) 事業の目的 | 事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定介護支援業務を提供することを目的とします。 |
| (3) 事業所の名称 | オーク 居宅介護相談センター |
| (4) 事業所の所在地 | 岐阜県各務原市前洞新町4丁目22番地 |
| (5) 電話番号 | 058-216-7009 |
| (6) FAX 番号 | 058-216-7109 |
| (7) 管理者 | 坂本 公子 |
| (8) 運営方針 | <ol style="list-style-type: none">1. 居宅介護支援事業所は、被保険者が要介護状態等になった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。2. 居宅介護支援事業所は、被保険者の要介護認定等にかかる申請に対して利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行うこととする。また、被保険者が申請を行っているか否かを確認してその支援も行う。3. 居宅介護支援事業所は被保険者の選択により、身体状況・その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス・施設等の多様なサービスと事業所の連携を得て、総合かつ効果的に介護サービス計画が提供されるよう配慮し務める。4. 居宅介護支援事業所は関係市町村から介護保険認定調査の委託を受けた場合は、公平・中立、かつ被保険者に対し正しい調査を行う。5. 居宅介護支援事業所は、利用者の意思及び人権を配慮し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービス種類・特定の事業所に不当に偏ることのないよう公平・中立に行う。6. 居宅介護支援事業所は、地域包括支援センターから紹介された支援困難ケースを受託し、地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加する。7. 居宅介護支援事業所は、内外を問わず積極的に研修に参加し研鑽に努める。 |

(9)開設年月 平成23年11月1日

(10)オークが行っている他の業務

オークでは、次の事業も合わせて実施しています。

・地域密着型介護老人福祉施設

【特別養護老人ホーム オーク】 入所定員29名

・短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護

【オーク ショートサービス】 利用定員17名/日

・通所介護/介護予防通所介護

【オーク デイサービスセンター】 利用定員25名/日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1)通常の事業の実施地域 各務原市(市外の方もご相談に応じます)

(2)営業日及び営業時間

営業日	毎週月～金曜日 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び祝日、 12月29日から1月3日までを除きます。
営業時間 サービス提供時間	午前8時30分～午後5時30分まで 但し、電話により24時間常時連絡が可能な体制をとります。

4. 職員体制

当事業所では、ご利用者に対して居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種・氏名	常勤	兼務	資格	業務内容
管理者 坂本 公子		1名	介護支援専門員 介護福祉士	業務の実施状況等の管理等
主任介護支援専門員 永野 美紀	1名		主任介護支援専門員 准看護師	居宅サービス計画書の作成、 職員のための研修等
介護支援専門員 加藤 あゆみ	1名		介護支援専門員 介護福祉士	居宅サービス計画書の作成等
介護支援専門員 佐治 悠	1名		介護支援専門員 社会福祉士	居宅サービス計画書の作成等
合計	3名	1名		

5. 利用料金と当事業所が提供するサービス

(1) 利用料金

① 居宅サービス計画の作成

・初回加算

初めての計画書作成に対する加算です。

・入院時情報連携加算

入院の際、ご利用者様の情報(直近の状態)を入院先にお伝えし、情報共有をする。

・退院・退所加算

退院・退所時にご利用者様に対しての話し合いや情報交換を行うことにより在宅で円滑なサービスが受けられるように支援する事を目的としています。

・緊急時等居宅カンファレンス加算

病院または診療所の職員とともにご利用者様の居宅に訪問し、カンファレンスや必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行うことを目的としています。

・複合型サービス事業所連携加算

ご利用者様が複合型サービスの利用を開始する際に情報共有する。

・小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

ご利用者様が小規模多機能型居宅介護事業所を利用開始する際に情報共有する。

・認知症加算

認知症日常生活自立度Ⅲ以上のご利用者様に対する加算です。

・独居高齢者加算

この加算につきましては県からの指示にて住民票で独居の確認をするように指示がありますので、独居が確認されましたら市の住民課で住民票を取り寄せ確認させていただくこととなりますのでご了承ください。

※上記について、ご利用者の利用料負担は基本的にありません。全額、介護保険にて適用します。

※保険料の滞納等の方については法定の額を頂きます。その後、当事業所が発行するサービス提供証明書を保険者に提出すると全額が返還されます。

② 交通費

通常の事業の実施地域である各務原市は無料です。通常の事業の実施地域を越えて利用者から要請があった場合の交通費については、利用者の同意を得て、事業所から片道20^{キロ}未満は2000円、事業所から20^{キロ}以上は2500円の実費を徴収します。

③ 解約料

いつでも解約できます。解約料は不要です。解約される場合はお手数ですがご連絡ください。

④ その他

当事業所に対して費用の支払いが必要な場合は、月毎の清算とし、翌月の10日までに請求書を発行します。その月中にお支払い下さい。お支払いの方法は事業所窓口にて直接お支払い頂くか、当事業所指定の銀行への振り込みでお願いいたします。振り込み手数料は利用者負担でお願いいたします。

(2) サービスの内容

① 居宅サービス計画書の作成

ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、指定介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅介護サービス等」という）が、総合的かつ効果的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画書を作成します。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉

① 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画書の作成に関する業務を担当させます。

② 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定介護サービス事業者等に関するサービス内容、利用料金等の情報を適正にご利用者又はそのご家族に対し提供し、ご利用者のサービスの選択を求めます。

③ 介護支援専門員は、ご利用者及びご家族の置かれた状況等を考慮して、ご利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意事項を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅介護サービス等について、保険給付の対象になるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料金等についてご利用者及びそのご家族に対して説明し、ご利用者の同意を得た上で決定するものとします。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご利用者及びご家族等、指定居宅介護サービス事業者等との連携を密に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

- ・ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合は、又は事業者が介護サービスの変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

- ・サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

- ・事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮するものとします。

② ご利用者からの交替

- ・選任された介護支援専門員の交替を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

但し、ご利用者からの特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. サービスの終了

① ご利用者の都合で終了する場合

- ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・居宅サービスを必要とされなくなった場合
- ・他の居宅介護支援事業者に変更される場合
- ・介護保険の適用を受けられなくなった場合

※上記のほか、ご利用者の都合によりサービスの提供が不要になった場合、契約の解除となります。解除に関する費用は一切かかりません。

② 当事業所の都合により終了する場合

- ・人員不足等により、止むを得ない場合を除き、こちらから解約要求をすることはありません。但し、そのような事態が発生した場合は他の信頼できる居宅介護支援事業者を紹介するなどいたします。

8. サービス利用のために

・守秘義務

オーク個人情報保護指針を参照してください。(同意書あり)

・介護支援専門員の研修

公的講習は勿論、関係団体の各種研修会等に参加し研鑽に努めています。

・事故発生・緊急時の対応

速やかに管理者やオーク施設長と連携します。必要時には保険者・県や関係市町村などにも連絡し速やかに解決いたします。

9. 苦情の受付について

(1) 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

◇ 苦情受付窓口 (担当者) オーク介護相談センター

管理者 坂本 公子 電話 058-216-7009

◇ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

但し、電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとります。

(2) 行政機関その他苦情受付期間

各務原市役所 健康福祉部高齢福祉課	所在地 各務原市那加桜町1丁目69番地 電話番号 058-383-1111 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
岐阜市役所 介護保険課	所在地 岐阜市今沢町 18 番地 電話番号 058-265-4141 受付時間 午前8時45分～午後5時30分
岐南町役場 健康推進課	所在地 岐阜県羽島郡岐南町八剣 7 丁目 107 番 電話番号 058-247-1321 受付時間 午前8時45分～午後5時30分
国民健康保険団体連合会	所在地 岐阜市下奈良2丁目2番地1号 岐阜県福祉農業会館内 電話番号 058-275-9826 受付時間 午前9時00分～午後5時00分
岐阜県社会福祉協議会	所在地 岐阜市下奈良2丁目2番地1号 電話番号 058-273-1111 受付時間 午前9時00分～午後5時00分
社会福祉法人 恒仁会 第三者委員 藤田 與三男	電話番号 090-5626-6961 受付時間 午前9時00分～午後5時30分

10. サービス提供中における事故発生時の対応

(1) 緊急時における確認事項

ご契約者の主治医 病院名	所在地 電話番号 診療科目
緊急連絡先 氏名① ②	住所 ① ② 電話番号 ① ②

(2) 市町村、家族等への連絡方法

家族	口頭及び経過・処置記録文書
市町村	口頭及び経過・処置記録文書

(3) 本会の再発防止対策

対策委員会の開催	担当者会議・職員会議・理事会・第三者委員会
----------	-----------------------

【重要事項説明書取り扱い同意書】

平成 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者

事業者名 社会福祉法人 恒仁会
オーク居宅介護相談センター

職 名 介護支援専門員

氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

立会人

住 所 _____

氏 名 _____ 印